

黒崎 直「近畿における8・9世紀の墳墓」

岡 野 慶 隆

I. はじめに

火葬墓により代表される奈良時代の墓は、比較的早くより注目されてきた^①。これは、この時代の墓が被葬者名などを銘記した墓誌をともなうことや、しばしば個性的な火葬蔵骨器を出土すること、さらには同時代が日本における火葬墓の出現期としてとらえられていることなどによるものであろう。実際、昭和初年における高橋健自、森本六爾両氏や藤森栄一氏の研究は、個別的研究にあきたらず、総合的見地より奈良時代の墓をとらえようとした研究であり、今日なお評価すべきものである^②。ところがその後、昭和30年代に藤沢一夫氏、安井良三氏の研究がみられるものの^③、近年ではこれらの成果を受継ぐべき進展はみられなかった。

ところが、最近の奈良県における太安萬侶墓の検出^④、あるいは奈良国立文化財研究所による墓誌関係資料の集成と再検討などとともに^⑤、奈良時代の墓に対する関心は高まりつつある。また、この時代の墓と関連ぶかい終末期古墳についても、近年発掘調査が相継いだこともあって、多くの研究者の注目を集めている。

このような状況において、今回発表された黒崎氏の論文はまさに時期を得たもので、火葬墓だけでなく、土葬墓も含めた総合的な研究として重要なものである^⑥。筆者もまた、奈良時代における氏族墓政策とその実態について論じたことがあるが、具体的な考古資料についてはあまりふれることはなかった^⑦。ここでは、黒崎氏の論文とともに、奈良時代から平安時代にかけての墓について、若干の再検討を試みてみたい。

以下、この論文の章だてにしたがって検討を進めていくことにしよう。

II. 「木棺墓の諸例」

ここでは、まず近畿における木棺墓の実例があげられている。それは、京都府京都市西野山古^⑧墓、同京都市沓掛古^⑨墓、同向日市長野古^⑩墓、同竹野郡鳥取古^⑪墓、奈良県御所市石光山11・12号古^⑫墓、同高市郡平吉古^⑬墓などの7例である。これらの木棺墓の時期は、副葬品の検討より、沓掛古墓が8世紀後葉頃、西野山古墓、長野古墓、鳥取古墓、平吉古墓などが9世紀前半頃、石光山古墓が9世紀代とされており、8世紀後葉から9世紀代の間でも9世紀前半頃に集中することが指摘されている。また、これらの木棺墓の構造は、西野山、沓掛、長野の3古墓が木炭をもって棺を覆うということに代表されるように、木棺直葬墓とは異なる二重構造をとり、いずれも銅鏡をはじめとする銅製品、石銚帯、土器などの豊富な副葬品をもつという特色が明らかにされている。

近畿では、他に京都府綴喜郡高尾古墓などの6例について、この種の木棺墓との類似性を認め

られているが、遺構などが不明なため、同種の木棺墓ではないかという想定にとどめられている。また、近畿外ではあるが、広島県福山市蔵王原遺跡、岐阜県可児郡長瀬山古墓、山口県萩市見島古墓などの例もあげられている。これらの場合は木炭でないが、粘土や小石室により木棺を覆うことや、豊富な副葬品をとまなうこと、さらに時期的にもほぼ一致することから、近畿の例と同種のものとしてされている。

Ⅲ. 「火葬墓の年代」

一般に火葬墓の出現は、『続日本紀』文武4年(700)3月己未条の道昭火葬の記事をもって、ほぼこの頃に求められている。これについては、いわゆるカマド塚^⑭や万葉集中の挽歌より疑問ももたれているが、黒崎氏は慶雲4年(707)銘の墓誌をとまなう文祢麻呂・威奈大村墓の存在より、この想定が大きいくつがえる可能性は少ないとされている。

それよりもここで問題とされているのは、これ以降の火葬墓の年代決定についてである。黒崎氏は、すでに行われている藤森栄一氏や安井良三氏による蔵骨器の型式分類や編年作業を評価しながらも、火葬墓の年代決定については、まず蔵骨器と副葬品の形態、内容などを対象にすべきであるとされ、その基準を副葬品である銭貨、石鈿帯や蔵骨器自身に求められている^⑮。

銭貨を用いたのは、『続日本紀』などの史料から初鑄年代が明らかなことによる。この副葬された銭貨は8種の組合せに分けることができ、2種の銭貨が組合うものでは、1例を除きいずれも年代が連続するものの組合せになるとされている。このことから、銭貨の副葬は上限を示すだけでなく、銭貨の変遷にとまなう年代的な傾向をもつものと考えられている。

石鈿帯については、最近の研究があげられている。それは、「四隅ないしは三方に裏面まで貫通する丸孔を穿つ」たものを a 、「裏面四隅ないし三方に2孔を一对として潜り孔をあけ」たものを b とするもので、前者を延暦15年(796)から大同2年(807)までの間に用いられたものとし、後者を弘仁元年(810)に再び用いられたものとする想定である^⑯。

一方蔵骨器については、材料が多岐にわたるうえ、特殊な形態が多いことから、編年は困難であるとされている。しかし、なかでも須恵器のいわゆる「葉壺」は出土例も多いことから、編年の対象になりうるものとされ、その年代的变化にとりくまれている。この種の蔵骨器は、すでに藤森栄一氏により、肩の張るものから最大幅が下位に移るという傾向が指摘されている^⑰。しかし、ここでは最大幅の位置を数値化することにより、主観的な見方を避け、その結果が墓誌、銭貨などの伴出例や平城京における土器編年とも矛盾がみられないことから、年代決定の手掛りになりうるものとしてされている。

Ⅳ. 「火葬墓の諸様相」

ここでは、180例以上にもおよぶ近畿地方の火葬墓を府県ごとに代表例をあげ、それぞれ時期決定を行い、その変遷を検討されている。各府県ごとの記述は、詳細にわたるため省略するが、各地とも時期的に8世紀中葉から後葉に分けてのものが多くことが指摘されている。しかし、奈良県だけは状況が異なり、8世紀代初頭、中葉、後葉を通じてほぼ一定の数がみられるほか、8

世紀代初頭には墓誌をともなう例や、「大内古墓」や「中尾山古墓」などの「封土を有する巨大な火葬墓」の存在など、他地域にみられない特徴があげられている。そして、このような奈良県の火葬墓のあり方については、当地域が都宮の所在地であったことや、道昭墓の存在などの社会的文化的環境によるものとされている。

ところが9世紀代になると、各地とも火葬墓数が減少する傾向があげられている。この点については、先にあげた木棺墓例が9世紀前半に増加することと関連する可能性を指摘されている。

V. 「文献にみえる喪葬」

ここでは、文献にみえる喪葬関係記事を検討されている。そこでまずあげられたのは、養老喪葬令の「凡三位以上及別祖氏宗、並得_レ宮墓、以外不合、雖得_レ宮墓、若欲大_レ藏者聽」という条文である。この条文では「大藏」がしばしば問題とされるが、ここでは、これを「火藏」の誤りであるとしたなら、「律令制度における上層階級の喪葬は土葬が本来的であり、火葬は欲して願い出る場合に許されるもの」と解釈する藤沢一夫氏の説を妥当とされている⁽¹⁸⁾。そして、この条文が大宝令まで遡りうることから、ここに8世紀初頭の為政者の意識の一斑がうかがわれることを指摘された。

一方、『続日本紀』以下の史料にみえる天皇を中心とした喪葬関係記事を検討した結果、次のように5つの項目に分類されている。

1. 持統・文武例にみられる殯宮・誄儀礼を行う火葬を内容とする喪葬
2. 元明・元正例に代表される殯宮・誄儀礼を省略した火葬を内容とする喪葬
3. 聖武・称徳例に代表される誄儀礼を欠き土葬を内容とする喪葬
4. 光仁・桓武例に代表される誄儀礼を伴う土葬を内容とする喪葬
5. 嵯峨・仁明例に代表される薄葬を基調とする（土・火葬混在の）喪葬

この分類は、各喪葬記事にみられる殯宮、誄、葬司、葬法などの要素により分けられたもので、従来の伝統を引継ぐ殯宮、誄儀礼が元明、元正以降衰退するなかで、誄儀礼だけは光仁、桓武で一時復活するが、嵯峨以降の薄葬化によりなくなることが指摘されている。また葬法では、持統で火葬が始まるが、聖武以降衰退し、光仁、桓武では土葬が目立つことがあげられている。

ただしこの分類は、黒崎氏自身も述べられているように、六国史による天皇中心の喪葬分類で、上級貴族層についてはふれられていない。

VI. 「8・9世紀墳墓の動向—まとめにかえて—」

このように、黒崎氏は8・9世紀代の木棺墓、火葬墓の考古資料や、文献にみられる喪葬例などについて検討を加えられてきたが、そのまとめとして、この200年間を3段階に分けられている。

まず第一段階は、『続日本紀』の道昭火葬の記事をもって始まりとされる。この道昭の火葬は、持統天皇の火葬を可能とし、令の火葬規定を実質化させたが、天皇の火葬採用はさらに貴族間に火葬を流布させる直接の契機となったとされる。そして、天皇の火葬採用の要因としては、喪葬

における殯宮の役割が低下するとともに、その政治的空白期間を短縮させ、皇位継承を安定させるというこの時期の傾向があげられている^⑲。

その後元明天皇の火葬では、火葬地と埋葬地が同一場所に営まれるという、藤沢一夫氏のいわゆる「簡略法式」が出現したとされる^⑳。ただし、8世紀中・後半の火葬墓例では、火葬地を墓とする例は必ずしも多くはなく、むしろ蔵骨器だけが入る小穴を穿った例が多いことから、この葬法の出現は火葬を広凡に流布させる要因になったとともに、火葬墓の多様性を生み出したものと評価されている。

次の第2段階は、光仁朝以降に設定されている。この段階では、火葬墓の実例が減少する傾向が指摘されており、これは聖武朝に始まり桓武朝に至って確立する土葬を内容とした天皇喪葬に対して、火葬墓が下火になっていったことを示すものとされた。そして、先にあげた9世紀前半代に増加する木棺墓例は、この天皇喪葬に影響されたもので、その二重の埋葬構造を7世紀後半代の古墳の系譜をひくものとすることから、「本来的葬法たる土葬への回帰」としてとらえられている。

第3段階は、嵯峨天皇以降10世紀を含む期間が与えられている。この段階の喪葬は、淳和天皇の薄葬を旨とする遺詔をもってその始まりがみられ、嵯峨天皇による実行をもって確立したとされる。ここにみられる「薄葬」にして、反「厚葬」の風は、淳和、嵯峨両天皇の遺詔にみえる魏書よりの引用句から、単に仏教との関係にのみよらないことが指摘されている。ただし、この反「厚葬」傾向のなかでは、火葬墓は再盛行せず、土・火葬混在の葬法をとったとされる。

黒崎氏は、以上のようにまとめられた結果、この3段階の展開がいずれも天皇喪葬の変換が契機となったものであり、8世紀における火葬墓の急速な普及や9世紀前半における木棺墓の増加は、必ずしも仏教思想の理解をともなったものではなく、むしろ天皇を頂点とする貴族層が天皇を範としたことを示すものとされたのであった。

Ⅶ. 問題点

黒崎氏の論文は、以上のようにまとめることができた。省略した部分も多いが、主旨としては、ほぼこのように理解できるものと思われる。以下、ここで感じられた問題点についてふれてみたい。

a 木棺墓について

黒崎氏の論文では、8・9世紀にしばしばみられる木棺墓の存在が主な問題としてあげられている。この木棺墓については、従来明確な時期が示されず、とらえ方もあいまいであっただけに、意義のある問題提起といえよう。

ところが、ここで問題となるのは、黒崎氏のあげられた木棺墓例のすべてが同一の性格をもつものかということである。たとえば、石光山11・12号古墓は二重の埋葬構造をもたない木棺直葬墓で、副葬品も土器類だけであることなど、同時期の木棺墓の特徴としてあげられた点と相違する。一方、これと対照的なものは、この時期の木棺墓の代表例としてあげられた京都府の西野山、沓掛、長野の3古墓である。この場合は、構造や豊富な副葬品においてあまりにも類似し

しており、他の例に比べて限定された葬法としての性格がうかがわれる。

このようにみても、ここにあげられた木棺墓例には少なくとも2種のものが含まれていることになる。黒崎氏のいわれるように、これらが光仁、桓武などの天皇喪葬の影響下にあったものとすれば、それはこのような多様性を含むものとして理解できよう。ただし、石光山11・12号古墓のような木棺直葬墓については、同古墳群中に7世紀代のものが2基みえることからすれば、この時期に限定された葬法でない可能性も考えられる^{②①}。

ところで、黒崎氏はこの京都府の3古墓に代表される二重の埋葬構造の系譜を、7世紀後半代の古墳に求められている。ところが、これらの木棺墓では顕著な封土が検出されず、主体部が地下に設けられている点において、8世紀代の火葬墓と変りがないことはどのように理解すべきであろうか^{②②}。また、7世紀後半代の古墳の場合、堀田啓一氏も指摘されているように、平面に対して高さの目立つ「腰高」の墳丘が営まれることや、主体部の全体、あるいは大半が封土中にあることからすれば、両者を同一系譜のものとするには問題があるのではなかろうか。

一方、8世紀代の火葬墓をみると、石製外容器や小石室による二重構造をもつ例が少なくないばかりか、木炭で木製蔵骨器を囲んだ奈良県奈良市太安萬侶墓の例などもある。また、奈良県山辺郡小治田安萬侶墓、同奈良市平松古墓^{②③}、同桜井市能登古墓^{②④}のように、銭貨以外の副葬品をもつ例もあるなど、木棺墓との類似点があげられる。したがって、この種の木棺墓は、むしろ火葬墓の延長上にあるもので、その多様化のなかで生じたものとしてとらえることも可能ではなかろうか。

b 火葬墓について

ここであげられているように、火葬墓の分類、編年は、すでに藤森栄一氏や安井良三氏により行われている。藤森氏による蔵骨器の変遷のとらえ方は今日なお受継ぐべきものであるが、近年における資料の増加や、土器編年の進展からすれば、誤りもないわけではない^{②⑤}。また、安井良三氏の場合は、蔵骨器の埋納状態も含めた分類で、単に蔵骨器だけではなく、火葬墓そのものの分類を試みられた点において注目される。ただし、黒崎氏もいわれたように、時期的なとらえ方が十分でないため、検討の余地が残されている^{②⑥}。

こういった状況において、黒崎氏が、近年編年作業の進んだ平城京出土資料や、銭貨、石鈿帯などを用いて、新たに時期的な検討を加えられたことは注目されよう。なかでも、各地域とも9世紀代には火葬墓が減少するという指摘は、9世紀前半に増加するとされる木棺墓との関係だけではなく、8世紀の火葬墓自体の性格を考える上でも重要な問題提起といえよう。

ただ、近畿における火葬墓例の記述が地域別にまとめられているにとどまり、全体の変遷について十分な論の展開がみられないことは残念である。これは、本論文がもっぱら木棺墓を主題としたためと思われるが、上述のような木棺墓と火葬墓の類似点からすれば、火葬墓の十分な検討も必要ではないかと考えられる。

c 文献にみられる喪葬について

ここでは、六国史の記事より天皇を中心とした喪葬の変遷があげられている。ところが、六国史ではたしかに喪葬儀礼について記録されることは多いが、墓自体を具体的に示す部分はほとん

どみられない。したがって、そこにおいては喪葬儀礼を研究対象とするか、あるいはこれにより間接的に墓の状態を知ることになる。そして、これに考古資料を結びつける場合には、さらに慎重にならざるをえないであろう。

このことは、令規定についてもいえることである。²⁸ 黒崎氏は、養老喪葬令中の「凡三位以上及別祖氏宗、並得_レ宮墓、以外不合、雖得_レ宮墓、若欲_レ大藏者聽」という条文にみられる「大藏」について注目され、これを「火藏」、すなわち火葬の誤りとし、土葬である「宮墓」に対するものとしてとらえる藤沢一夫氏の説をとられている。しかしながら、この条文の主旨は「三位以上及別祖氏宗」のみ「宮墓」を認めることを規定したもので、「大藏」はあくまでも「宮墓」に対比すべきものとしてとらえる必要があるのではなかろうか。したがって、ここではまず「宮墓」の意味するところが問題となってくる。

この「宮墓」については、同条文に対象者を「三位以上及別祖氏宗」と限定し、「以外不合」という厳しい規定がなされている以上、単に墓を造るという意味とはまず考えられないであろう。喪葬令中、この「宮墓」の内容を直接示す条文はみられないが、「墓」については立碑条に「凡墓皆立碑、記_レ具官姓名之墓」という規定が存在する。この条文からすれば、「墓」は地表に被葬者名を記した碑を立てるべきものであり、「宮墓」とは、この碑を立てることによりその「墓」の存在が保証され、埋葬後の保護、祭祀も認められたものとしてとらえることができる。また、天皇陵に関する先皇陵条や、「葬埋」地を規制した皇都条などからすれば、「墓」は「先皇陵」や「葬埋」に対して限定された意味をもつもので、管理、保護、祭祀などの点において、「先皇陵」に次ぐ位置を与えられていたものと考えられる。²⁹

このように、「宮墓」は当時の陵墓制、さらには律令制のなかでの身分秩序とも深く関連しているものであり、墓の主体部を対象としている限りにおいては、考古資料をそのまま結びつけることは避けねばならないであろう。ただ、このような本条文の解釈からすれば、「大藏」は「宮墓」、すなわち埋葬地点の標示と確保を否定したものとしてとらえることも可能である。この点からすれば、『令集解』の引く古記が「大藏」について、「全_レ以骨除散也」と、散骨らしき解釈をしていることもうなずかれる。

ところで、この「大藏」については、黒崎氏のいわれる第Ⅲ段階の天皇喪葬もあげねばならない。たとえば、淳和天皇の場合では遺詔に国忌、荷前の停止とともに「今宜_レ碎骨為_レ粉、散_レ之山中」とあり、これに対する藤原吉野の奏言に「我国自_レ上古、不起_レ山陵所未聞也」といううけとめ方がみられる。³⁰ また、実際その葬法は「御骨碎粉、奉_レ散_レ大原野西山嶺上」と記され、³¹ 『延喜式』諸陵寮にも名がみえないことからすれば、山陵は営まれなかった可能性が強い。³²

このことは、同じく薄葬を内容とする遺詔がみえる嵯峨、清和両天皇においても指摘することができる。嵯峨天皇の場合は「長絶_レ祭祀、但子中長者私置_レ守冢、三年之後停_レ之」と、国家による祭祀と陵戸の配置を否定し、³³ 清和天皇でも「不起_レ山陵」とみられる。³⁴ また、両天皇とも『延喜式』諸陵寮に名がみえないことからすれば、この段階での薄葬化傾向は喪葬儀礼や葬法の儉約にとどまらず、山陵の造営や、それにもなう国家による祭祀や保護をも否定したのとしてとらえることができよう。なかでも淳和天皇の場合は、このような傾向と散骨とが結びついたものとう

けとられ、時期的な差はあるが、喪葬令にみえる「大蔵」との関係において注目される。

ただ、「大蔵」をこのような火葬による散骨とした場合、『続日本紀』文武4年（700）3月の道昭火葬の記事と一般に同年同月に編纂が開始し、大宝元年（701）8月に完成したとされる大宝令があまりにも時期的に近接していることや、慶雲4年（707）の文祿麻呂・威奈大村墓などの初期火葬墓との葬法における相違点が問題となつてこよう。³⁹

Ⅷ. おわりに

黒崎氏の論文については、以上のように問題点をあげることができた。ところで、黒崎氏は最後に一般民衆墓として土墳墓などの存在を想定されている。この土墳墓などの一般民衆墓については、現在のところ不明な点が多い。しかし、当時の大多数の墓はそのようなものであり、むしろここにあげられた本棺墓や火葬墓こそが限られた階層により営まれたものであることを忘れてはならない。また、喪葬令にみえる「営墓」からは、律令制の中での秩序だった墓制の存在を考えたが、この「営墓」や被葬者の階層がどのように考古資料に反映するかが今後の大きな問題点となるであろう。一方、この時期には、近畿ではすでに古墳は消滅したとされているが、この時期の墓と古墳との根本的な相違点についても、終末期古墳との関係なども含めて検討していかなければならないのであろう。（1981・3・1稿了）

<註>

- ① 黒崎氏の論文では「墳墓」という名称が用いられている。「墳墓」は墳丘をもつ墓を示すものと思われるが、現在のところ8、9世紀の墓では顕著な墳丘の検出例がなく、墳丘との関係が明確でないことから、ここでは、いちおう「墓」、あるいは「古墓」の名称を用いた。
- ② 高橋健自、森本六爾「墳墓」（『考古学講座』第21巻 昭和4年）
藤森栄一「奈良時代の火葬骨壺－蔵骨器の形態学的研究－」（『古代文化』12－3 昭和16年）
- ③ 藤沢一夫「墳墓と墓誌」（『日本考古学講座』6 昭和31年）
安井良三「日本における火葬墓の分類－歴史考古学的研究序論－」（『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』 昭和35年）
- ④ 石野博信ほか「太安萬侶墓発掘調査概報」（奈良県立橿原考古学研究所編『奈良県遺跡調査概報』1978年度 昭和54年）
- ⑤ 奈良県国立文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の墓誌』 昭和52年
- ⑥ 黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」（奈良県国立文化財研究所『研究論集』Ⅵ 昭和55年）
- ⑦ 岡野慶隆「奈良時代における氏墓の成立と実態」（『古代研究』16 昭和54年）
- ⑧ 梅原末治「山科村西野山の墳墓とその発見の遺物」（『京都府史蹟勝地調査会報告』第2冊 大正9年）
- ⑨ “ 「山城大枝の奈良時代の－古墳」（『史迹と美術』41－8 昭和46年）

- ⑩ “ 「向日町長野の墳墓」 (『京都府史蹟勝地調査会報告』第4冊 大正12年)
- ⑪ “ 「鳥取村の平安初期の墳墓」 (『京都府史蹟勝地調査会報告』第8冊 昭和2年)
- ⑫ 奈良県立橿原考古学研究所編『葛城・石光山古墳群』 昭和51年
- ⑬ 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8 昭和53年
- ⑭ 森 浩一「葬法の変遷よりみた古墳の終末」(『末永先生古稀記念古代学論叢』 昭和42年)
- ⑮ 黒崎氏の論文では、末永雅雄氏の説(「宝塚市北米谷出土の火葬骨蔵器」『日本歴史考古学論叢』昭和41年)にしたがい、「骨蔵品」という名称が用いられている。その根拠は、下道囃勝囃依母夫人墓誌銘の「骨蔵器」によるものである。これをもって、「骨蔵器」を当時一般に用いられた名称とするかどうかは別として、他の時代をも含めた場合不明な点も多いことから、ここではいちおう「蔵骨器」という名称を用いた。
- ⑯ 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅵ 昭和49年
- ⑰ ②と同じ。
- ⑱ 藤沢一夫「火葬墳墓の流布」(『新版考古学講座』6 昭和45年)
- ⑲ 和田 萃「殯の基礎的考察」(『論集終末期古墳』森浩一編 昭和48年)
- ⑳ ⑱と同じ。
- ㉑ 石光山11、12号墓と同様の木棺直葬墓としては、他に東大阪市墓尾古墳隣接地の例があげられる。しかし、正確な時期は不明で、この種の木棺直葬墓が8世紀代の火葬墓と併存するかどうかは今後の課題として残されている。
- 上野利明「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」(『調査会ニュース』No.11・12 東大阪市遺跡保護調査会 昭和54年)
- ㉒ 近畿における木棺墓例では、いずれも封土は検出されていない。一方火葬墓においては、小封土と封土中での蔵骨器の埋納が推定される小治田安萬侶墓や(角田文衛「都市文化の波及」『奈良県総合文化調査報告書』昭和27年)、墓壙を中心とする円形溝状遺構が検出された太安萬侶墓などの例もあるが、大半は蔵骨器を埋納するための墓壙が検出されただけで、封土の存在が報告された例はない。今後の詳細な発掘調査が望まれるが、いずれにせよ顕著な封土は存在しなかったようである。
- ㉓ 堀田啓一「大和における終末期古墳の墳丘指数をめぐってー特に高松塚を理解するためにー」(『橿原考古学研究所論集』 昭和50年)
- ㉔ 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』1977 昭和52年
- ㉕ 森本六爾「我国に於ける鉄板出土遺跡」(『考古学』1-2 昭和5年)
- ㉖ ②と同じ。たとえば、須恵器のいわゆる葉壺形蔵骨器の時期について、「奈良中期以前に遡らしめる積極的理由はない」とされている。しかし、黒崎氏もいわれるように、その後の和銅7年(714)銘の墓誌をとまなう道葉墓の発見や、平城京出土資料の編年からすれば、8世紀前半より存在したことがわかる。
- ㉗ ③と同じ。時期的な面での展開が不十分とはいえ、「火葬墓というものを理解するためには、

蔵骨器以外の問題―立地、外相、蔵骨器の埋納の仕方即ち土中での在り方、等が注目されなければならないであろう。」という指摘には賛同したい。

②⑨ 国史大系本『令集解』

②⑨ ⑦と同じ。

③⑩ 『続日本後紀』承和7年5月辛巳条

③⑪ “ 承和7年5月戊子条

③⑫ 和田軍一「諸陵式に関する二三の考察」（『歴史地理』52-1・3・4 昭和3年）

③⑬ 『続日本後紀』承和9年7月丁未条

③⑭ 『日本三代実録』元慶4年12月4日条

③⑮ 養老喪葬令の本条文は、『令集解』の引く古記からすれば、大宝令でも「大蔵」を含んだほぼ同内容の条文が存在したことがわかる。したがって、「大蔵」についての解釈の問題は、道昭の火葬や大宝令の成立時期とも微妙に関係してくる。この点について和田萃氏は、「大蔵」が散骨とみられることから、令規定は仏式葬儀としての火葬を前提としたものとされた。そして、大宝令における火葬規定採用の背景について、遣唐留学生であり、道昭の出自の船氏と関係のふかい白猪骨などが大宝律令編纂に加わっていたことをあげられている。（②⑨と同じ）ただし、井上光貞氏によれば、大宝律令編纂期間が従来の『続日本紀』の記事の解釈では短期間であることから、大宝令の編纂は文武4年3月以前に終了していたという見方も示されている。（井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」日本思想大系『律令』昭和51年） いずれにせよ、道昭の火葬と大宝令の成立は時期的にもあまりにも近接しており、道昭自身の火葬が大宝令に直接影響したとするのは困難ではなかろうか。

なお、8世紀初頭の火葬墓は、埋納法や墓誌伴出例、あるいは持統、文武両天皇の火葬例などからすれば、「墓」としての存続を意識した葬法と考えられる。したがって、「大蔵」を火葬による散骨としたならば、初期の火葬には2種の葬法が存在したことになる。